

台湾における先住民ソーシャルワーク教育に関する研究

A study on social work education for indigenous people in Taiwan

陳 麗婷
(Liting CHEN)

Abstract :

The aim of this paper is to investigate the challenges of social work education programs for indigenous people in Taiwan. In Taiwan, more than one university has begun to accept indigenous people as students and set up courses to train them as social workers. These new courses have emerged due to the criticism of traditional social work practices and education. And social work by indigenous people and the necessity of education for them have been recognized. After the feasibility studies, the courses were constructed in an attempt to create a solution to these problems. At the same time, it was a result of recognition of the significance of the parties' conducting social work.

Exploring such efforts might help as a stepping stone to diversity and the idea of "indigenous knowledge" in Japanese social work education.

キーワード：ソーシャルワーク教育、地域・民族固有の知、先住民

Keywords : social work education, indigenous knowledge, indigenous people

1. はじめに

国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) は2014年のソーシャルワークの定義改定にあたり、「多様性尊重の諸原理」「地域・民族固有の知」に言及している。極めて画期的な変更と言える。それに先んじて National Association of Social Workers (全米ソーシャルワーカー協会)¹⁾ はカルチュラルコンピテンスの概念を用いて、ソーシャルワーカーが異なる文化を尊重し、それぞれの文化に対する鋭い感受性 (sensitivity) を持つことの重要性を提唱している。

しかしそれに対して日本ではどこまで「多様性」と「先住民族の知」を反映したソーシャルワーク教育がなされているのか。アイヌ民族に

対しては、2007年に国連総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、2008年に日本の衆参両院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択された。これが契機となり、アイヌ民族の文化の振興そして生活の向上が図られるようになった。そして、北海道内のアイヌ民族のみならず北海道外在住のアイヌ民族の生活支援に目を向けられるようになった。特に北海道外在住のアイヌ民族の生活実態調査後、「北海道外においても、アイヌの人々の生活等の相談機能を確保するため、例えば、広域的な電話相談窓口の設置や、アイヌの人々が比較的多く居住していると考えられる首都圏等における定期的な生活相談の実施等、アイヌの人々を対象とした生活相

談の取組を実施することが検討されるべきである」との提言がされた²⁾。しかし、それがどこまでソーシャルワーク実践及び教育に反映されているのか、不明である。

上記の状況に対して台湾では、先住民を対象とするソーシャルワーク教育に取り組んでいる(台湾では先住民に関する表記を原住民としているため、法律、政策、団体名、講義科目名は以下原文に従う)。特に注目すべきは、先住民を大学に入学させ、ソーシャルワーカーを育成する教育を提供し、先住民ソーシャルワークの現場に輩出するというものである。

本稿では、台湾の先住民の生活状況、従来のソーシャルワーク実践と教育への批判を踏まえた上で、先住民に対するソーシャルワーク教育への先駆的モデルについて述べていく。これは1つの大学が行ったというのではなく、従来のソーシャルワーク教育の限界を感じた複数の大学が先住民を対象とするコースを開設したということに意義がある。そしてこのような取り組みを探っていくことは、日本のソーシャルワーク教育が多様性への取り組みを考えていく上での一助となる。

2. 先住民の生活実態と先住民族の法的・社会的立場の変化

以下に台湾における先住民の生活実態と先住民族の法的・社会的立場の変化について簡単に述べておきたい。

(1) 原住民族の種類と人口

台湾の「原住民基本法」に基づき、台湾では先住民族として下記の16族が認定されている。①阿美族(アミ族)、②泰雅族(タイヤル族)、③排灣族(パイワン族)、④布農族(ブヌン族)、⑤卑南族(プヌマ族)、⑥魯凱族(ルカイ族)、⑦鄒族(ツォウ族)、⑧賽夏族(サイシャット族)、⑨雅美族(ヤミ族、達悟族〈タオ族〉とも)、⑩邵族(サオ族)、⑪噶瑪蘭族(クバラン族)、⑫太魯閣族(タロコ族)、⑬撒奇萊雅族(サキザヤ族)、⑭賽德克族(セデック族)、⑮卡那卡那富族(カナカナブ族)、⑯拉阿魯哇族(サアロア族)、である。それぞれの民族に個性と特徴がある。

2018年7月現在の台湾人口23,577,271人の内、先住民の人口は563,649人であり、全人口の約2.4%を占めている³⁾。なお政府が認定する先住民地区は、山地地区30か所と平地地区25か所である。

(2) 先住民族の法的・社会的立場の変化

次に、先住民を法的・社会的な立場の変化の概略を述べたい。

日本の植民地時代そして国民政府の統治のもと、台湾の先住民は日本国民への同化、漢民族への同化を求められた。その後1980年代盛んになった社会運動に促され、先住民運動が始まり、特に1984年に先住民当事者が発足した「台湾原住民権利促進会」が、先住民族の個人そして集团的権利を社会に訴える運動をしたことによって、先住民族の存在は社会に注目されるようになった。その成果として、1994年の憲法の改正に伴い、先住民を示す言葉を差別的な用語「山胞」から「原住民」に改称した。1996年に先住民の諸事項を統括する部署として、行政院の中で「旧原住民委員会」(2014年に「原住民族委員会」に改称した)が設立された。これにより、先住民の関する事項を一元的に対処することになった。

1997年に憲法の改正により、一人の人間という視点の「原住民」という用語から集団権を認識する「原住民族」の用語が用いられるようになった。さらに、「国家が多文化を肯定し、先住民族言語と文化を積極的に維持し発展させる」、「民族の意向に基づき、先住民族の地位と政治的参加、その教育文化、交通水利、衛生医療、経済土地および社会福祉事業を保障し、発展を促す」という文言が追加された。

上記の憲法改正により、2005年に「原住民族基本法」が制定された。同法制定により先住民(民族)の生活や権利がさらに保障され発展していくことが期待されている。現在に至るまでの、本稿に関わる政策を4点あげたい。

①先住民族の生活福祉に関する公正正義を確保できる社会の構築

「中華民国建国百年社会福祉政策綱領」⁴⁾では、「政府が先住民族地域の地理環境及び文化言語の特殊性に関して、多元文化の多様性を尊

重し、都市部との福祉資源の分配の格差を軽減し、先住民族の生活福祉に関する公正正義を確保できる社会を築くべきである」と述べている。

②先住民ソーシャルワーカー育成の促進政策

「原住民族委員会中期施政計画（2017-2020年度）」（2018）⁵⁾では、「先住民族ソーシャルワーカーを養成し、先住民ソーシャルワーカー専門制度を推し進め、多元的福祉情報発信ルートを発展させる」と述べている。

③民間機関における先住民被雇用者を支援するソーシャルワーカー賃金の助成

「原住民族工作権保障法」（原住民族労働権保障法）第17条に基づき、民間機関は先住民を50人以上雇用した場合、ソーシャルワーカーを雇用し、先住民従業員の職業カウンセリングや生活支援等を行うことを記している。さらにその助成要件について「民間機構置社会工作人員補助辦法」（民間機関ソーシャルワーカー配置に関する規則）で規定されている。なお、ソーシャルワーカーの雇用に関し、先住民出身者又は先住民族の文化的特徴を熟知する者を優先的に雇用するようにと記されている。

④大学等のソーシャルワーカー養成機関の進学者や単位取得者への奨励制度

先住民出身のソーシャルワーカーを育成するルートは2つある。第1は大学進学への養成ルート、第2は職を持つ社会人の先住民を育成するルートである。前者への入学者への助成制度は、「大学進学原住民族学生奨学金」⁶⁾が挙げられ、前学期成績60点以上及び低所得世帯の学生に、1人当たり1学期17,000～27,000ニュー台湾ドル（約61,625円～97,875円、2018年9月12日現在レート、以下同じ）を支給する。後者はソーシャルワーカー専門職コースの単位履修生への助成である。1単位ごとに1,600ニュー台湾ドル（約5,788円）、総額33,600

ニュー台湾ドル（約121,545円）を上限とする。主に社会福祉学部または学科のある大学に進学する者に対する助成制度である。

（3）先住民の生活実態

i) 所得状況

原住民族委員会が行った2014年原住民族経済状況調査⁷⁾によると、先住民の世帯年収は、2010年の497,317ニュー台湾ドル（約185万円）から2014年の658,117ニュー台湾ドル（約245万円）と、32.33%増えた。しかし、2013年の全国民の世帯収入（1,071,427ニュー台湾ドル [約399万円]）と比較すると、未だに低い。

また、同調査によれば、低所得者の割合に関して先住民族は、世帯数と人口の割合共に、国民全体と比較して高くなっている（表1）。

ii) 就学状況

原住民族委員会が行った2014学年度原住民族教育調査統計⁸⁾によると、各教育機関の在籍者数は表2のとおりである。高等職業校以下の在籍者は、先住民の割合がより高い。しかし、大学以上の在籍者数について2者間の割合の差異が一目瞭然であり、非先住民学生の在籍者数が圧倒的に多い。

3. 調査方法

以下に、2つの調査を行った上での結果を整理したものを示す。

第1は、台湾における先住民ソーシャルワーク実践と先住民ソーシャルワーク教育に関する先行研究をレビューすることである。第2は、2018年8月に筆者自身が先住民ソーシャルワーク教育を行っている、台湾の3大学でヒアリングしたものである。具体的ヒアリング対象は3大学の先住民ソーシャルワーク科目担当教員である。質問内容は①教育の目標と内容、②学生の生活状況と生活支援である。倫理的配

表1 先住民と国民の所得状況比較

類別	世帯数			人口		
	総世帯数	低所得世帯数	割合 (%)	総人口	低所得世帯の人口	割合 (%)
国民全体	8,286,260	148,590	1.79	23,373,517	361,765	1.55
先住民	148,229	10,824	7.30	532,635	32,460	6.09

表2 先住民と非先住民の就学状況

	非先住民学生		先住民学生	
	学生数	割合	学生数	割合
合計	4,038,906	100	116,811	100
博士	30,450	0.75	99	0.08
修士	171,652	4.25	1,316	1.13
大学	1,112,311	27.54	24,021	20.56
高校	366,419	9.07	9,837	8.42
高職	372,371	9.22	11,309	9.68
中学校	777,341	19.25	25,885	22.16
小学校	1,208,362	29.92	44,344	37.96

慮として、得られた回答で各大学の学生が特定されるものは除外した。そして調査目的及び趣旨、個人情報の保護、調査拒否の自由を伝えた。また、本調査は日本社会福祉学会研究指針に抵触していないことを確認した。

4. 調査1に対する結果～先住民ソーシャルワークに関する課題と提言

台湾における先住民ソーシャルワーク実践と先住民ソーシャルワーク教育に関する先行研究をレビューした結果、新たなソーシャルワーク教育へ取り組みを促す要因として下記の5つが抽出された。第1に「従来の先住民ソーシャルワーク実践における課題」、第2に「現在のソーシャルワーク教育に対する批判」、第3に「先住民出身ソーシャルワーカーの実践課題」、第4に「先住民出身ソーシャルワーカーの意義の認識」、第5に「新たな取り組みの必要性の認識」である。

個々の要因に関する先行研究の記述を以下に示す。

(1) 従来の先住民ソーシャルワーク実践における課題

ソーシャルワークは多くの場合そのコミュニティの文化と対立する場合がみられる。先住民を対象とするソーシャルワークにおいても、その例外ではない。具体的な例として陳文華⁹⁾は、「DV被害村落の女性は、支援を求めるときにフォーマルな部門より先に伝統的な文化のルートを優先する。漢民族の法体制になれてい

ない。通報システムは信頼していない。地域のネットワークで構築された信頼で関係に助けを求める。伝統的な文化の束縛により、DV被害女性は家庭や加害者から離れることができない。ソーシャルワーカーは当事者の自己決定を尊重することにより、DV被害女性が命と個人の権益に損害を与えてしまうかもしれない」としている。

上記の文化との葛藤に加えて、原住民族社会安全発展第三期4ヵ年計画¹⁰⁾では、先住民ソーシャルワーク実践の課題として、下記の5点を挙げている。

- ①村落におけるソーシャルワーカーの人手が不足し、かつ流動率が高い¹¹⁾。
- ②ソーシャルワークの業務は社会権の保障にかかわるため、仕事のリスクが警察に次いで高く、職業安全制度の構築が重視すべき課題である¹²⁾。
- ③人間関係が綿密な伝統的地域において、ソーシャルワーカーは専門サービスと親戚関係との板挟みに陥ることがよく見られる。世論や脅威、暴力などのリスクを回避させ、安全・安心・安定が保障された職場環境下で村落へのサービスに専念できるように、本計画を通して推し進める¹³⁾。
- ④これまでのソーシャルワークの実践が多元文化の視点を欠落してきたことに鑑みて、今後は村落の経験や考え方を施策に取り込み、家庭を中心に、村落やコミュニティーを基盤にしたサービスを構築し、多角的、迅速、整合性のあるサービスを提供する¹⁴⁾。

⑤社会構成要素の多様化及び福祉ニーズも急増することにより、社会問題の性格も複雑になる中で、今後は統合性と多元性に配慮する。加えて、先住民出身ソーシャルワーカーの養成などによりサービスの質を高める。ソーシャルワーカー自身がクライアントの支援者であり、また国の権力の執行者でもあるため、彼らの業務上の安全も確保すべきである¹⁵⁾。加えて、台湾ソーシャルワーカー協会¹⁶⁾は、先住民に対する政策声明で、下記の通り述べている

①課題の現状分析について、従来の「普遍主義ソーシャルワーク」に対し、近年台頭した「多元文化ソーシャルワーク」は批判的立場にあるが、従来のものを完全に否定するのではなく、疑問と省察を経た上で、既存の社会生活の枠組みの中で主流文化の価値観に合わない人達のニーズが無視されやすいことを主張する。

②現在の政策評価について、先住民関連のソーシャルワークはソーシャルワーク領域で軽視されてきた。ソーシャルワーカーの役割は先住民地域での展開において、植民地化や資源不足などの問題に陥りやすい。特に行政が業績を注目にする体制で、先住民地域の生活リズム及び生活スタイルの適切性は無視される。先住民村落における集団ケアも制度に排除され、専門的ケアに否定され、先住民民族伝統的な集団ケアを復興させる文化が失われた。

(2) 現在のソーシャルワーク教育（現場）に対する批判

2つの立場からの指摘がある。

第1に萬育維他¹⁷⁾は、次の4点を教育の質の観点から指摘をしている。

①教育教材の課題

漢民族出身の教員は、文化観察能力と村落生活体験が欠けているため、一般的ソーシャルワーク教育の教材に基づき、ソーシャルワーク教育を行う。

②ソーシャルワーク教育内容の課題

一般的または伝統的なソーシャルワーク教育内容は、十数年前から台湾の文化と適用性に課

題があるという指摘を受けている。この課題が解決されないまま、村落ソーシャルワーク教育の課題を加えてしまった。この結果、ソーシャルワーク教育は文化性、歴史性、創造性に欠けてしまう。

③大学教員の育成の課題

大学教員の多くは、主流社会の環境に育てられており、先住民や少数民族に接する機会が少ない。先住民又は少数民族に対する思考として、積極性または平等性、正確性に欠ける視点をもっており、その考えに基づいた知識には主流文化の偏見と差別に満ちている。

④欧米のソーシャルワーク教育の内容や教材、教育方法は村落先住民のソーシャルワークに合わないという課題。

個人主義、クライアントの自己決定等の価値、支援計画の実施における視点（自助、秘密保持、自己決定の尊重、親の役割のアセスメント等）は、集団および共同体性・村落性の生活方式の先住民たちにとっては異なった考えである。

第2に教員の確保の問題である。

莊靜雯¹⁸⁾によると、先住民教育の教員不足問題、先住民出身のソーシャルワーク学者が多くない一方で、豊富な先住民ソーシャルワーク経験を持つソーシャルワーカーの多くは、学歴あるいは専門訓練背景などの理由により、学校で教授する資格が得られない。

(3) 先住民出身ソーシャルワーカーの実践課題

先住民出身ソーシャルワーカーは、専門職としての立場と村落の一員としての立場で、バランスをよく取ることの難しさがあることを指摘されている。また、同じ文化を持つために、その文化に対する観察力が鈍くなり、非合理的な実態を問題視しないことがある。さらに同じ民族出身者をサービス提供者にすることにより、カルチュラルコンピテンスを、「民族の文化基準を判断基準にする」という偏りの危険性が危惧される¹⁹⁾。

他方で、漢民族出身のソーシャルワーカーと先住民出身のソーシャルワーカーの相違について、莊靜雯²⁰⁾は下記のように整理した。漢民族

出身者の場合、村落外の出身であり、自分たちの文化を当たり前のように考え、自分の民族アイデンティティをしっかりと持っている。彼らはソーシャルワーカー育成の学校教育を経ており、先住民支援において自分とクライアントに距離を置き、客観的な姿勢をもって、専門知識に基づき実施している。クライアントからよそ者と見られている。

それに対して先住民出身者の場合、村落出身者であり、社会ではマイノリティの弱い立場にあるため、外部の偏見により、自分の民族アイデンティティの認識が影響してしまう。ほとんどが専門職教育と訓練を受けずに現場に臨み、ソーシャルワーカー専門職の学びは、仕事をしながら学ぶのである。例えば、クライアントの同意を得てから支援を開始するのではなく、信頼関係を築くために支援を先に開始することがある。結果として、上記の漢民族出身ソーシャルワーカーとの間、支援について意見が異なる場合が生じる。

(4) 先住民出身ソーシャルワーカーの意義の認識

莊曉霞²¹⁾は次の通り整理している。先住民出身ソーシャルワーカーは村落での実践の強みを持っている。サービス提供者と利用者は同じ文化背景を持っており、社会の構造からもたらした不平等および抑圧に抵抗する目標と使命感を共通に抱いている。それは、社会正義の実現、エンパワーメントに意義がある。またサービス提供者と利用者は同じ言語、似ている成長過程と文化的背景を持っているため、相互のコミュニケーション、問題と気持ちの理解、信頼関係とネットワークの構築にさらにサービスにアクセスしやすさ等の側面では強みがある。

(5) 新たな取り組みの必要性の認識

以下の3者から指摘があった。陳穆儀²²⁾は、先住民ソーシャルワーク教育の内実には、「先住民友人が伝統信仰、民族特質及び風習における認識が必須であり」、「先住民政策に関する法令を理解し」、「民族迫害と人種差別が先住民に及ぼす影響を理解し」、更に「先住民が現在の先住民政策への考え方を理解する」ことが重要か

つ必須であり、今後先住民ソーシャルワーク教育の中でもっと重視すべきである、としている。

また、前述の台湾ソーシャルワーカー協会の政策声明（原住民族）²³⁾では、政策提言として下記のように述べている。

①大学のソーシャルワーク学部にて「先住民ソーシャルワーク」及び「多元文化ソーシャルワーク」等授業の開設を推奨する。②先住民ソーシャルワークの専門システムを構築し、伝統的ケア方式をただ切り捨てるのではなく、現代ケアサービスとの融合を考える。③クライアントこそ専門家であり、ソーシャルワーカーが異文化に臨む際、より一層謙虚な学習姿勢が必要である。④先住民ソーシャルワーク関連の民間団体を設立する。⑤先住民社会福祉関連の法律を立法する。定期的に先住民ソーシャルワークセミナーを実施し、先住民のニーズに適したワークスタイルを構築する。

さらに、陳文華²⁴⁾は先住民に対するソーシャルワーク教育について以下のように提案している。

- ①ソーシャルワーク、文化、宗教信仰協働のワークスタイルを展開
- ②村落の住民の習性と世界観を理解し、サービスを提供する
- ③異文化教育を強化し、文化感度（sensitivity）を養う
- ④ソーシャルワーカーが先住民文化との対話を高めること
- ⑤先住民ソーシャルワークの教育訓練を強化
 - a) 先住民ソーシャルワーカーの専門性への自信を高める
 - b) 先住民ソーシャルワーカーの法律教育を強化し、ソーシャルワークと法律の知識を整理する
 - c) 現地先住民ソーシャルワークの人材養成と発展を構築
 - d) ソーシャルワーク教育者の文化的意識の反省を強化：大学等専門機関で専門知識を教えている大学教員は主流社会（特に漢民族）の判断基準に基づき先住民族に偏った考えを持っていること、などである。
- ⑥ソーシャルワーク教育の反省

- a) ソーシャルワーク教育に異文化認識を追加
- b) 現地先住民特性に属するソーシャルワーカーの処遇モデルを展開

以上述べてきたことを整理すると、下記の図1の通りになる。

すなわち、①従来のソーシャルワーク実践に対する課題と②現在のソーシャルワーク教育に対する批判を背景として、当事者がソーシャルワーク実践を行うことについての議論が生まれ、課題と意義がしっかりと議論されていく中で、また新たな教育への取り組みの必要性が認識されていくというプロセスである。

5. 調査2の結果～大仁科技大学ソーシャルワーク学科の事例

筆者が2018年7月から9月の期間に、現在台湾のソーシャルワーク学部または学科を開設している31大学のカリキュラムを調べた。その内、多文化ソーシャルワークと先住民ソーシャルワークの両方に関する科目を別個に開講している大学が7校、先住民ソーシャルワークに関する科目のみ開講が5校、多文化ソーシャルワークに関する科目のみ開講が12校になる。(両方なしが6校、不明が1校。)

また、先住民出身のソーシャルワーカーの養成にあたって、大学で養成するには2つのルートが設けられている。一つは非先住民と先住民が同じクラスに在籍するものである。一般ソーシャルワーク学部または学科に入学し、所定の

単位を習得して資格を取るルートである。もう一つは先住民クラスに入学し、先住民出身の学生が、ソーシャルワークの知識を教え、資格を取るルートである。

現在全国で、ソーシャルワークの先住民クラスを設置しているのは3大学ある。先住民クラスの場合、先住民出身の学生しか申請資格がないため、先住民出身の学生が優遇され、一般学生と進学競争をせずに入学できる。

ヒアリングを行った3大学のうち、最も先住民ソーシャルワーク教育に実績がある大仁科技大学ソーシャルワーク学科の事例を、ここで紹介する。以下に、大仁科技大学ソーシャルワーク学科でヒアリングを行ったものを記している。

i) 歴史

- 1966年 大仁薬学専門学校を創設
- 2004年 大仁科技大学に変更
- 2004年 大仁薬学専科学校から大仁科技大学に改正した時点で、社会工作系(ソーシャルワーク学科)を設立
- 2013年 ソーシャルワーク先住民クラスを設立

ii) 位置と入学した先住民学生の特徴

大仁科技大学は、台湾屏東県北西部に位置する。屏東県は台湾の最南端にあり、台東県と高雄市と接する。大学としては同県の学生だけでなく、台東県や高雄市からの入学生もいる。

屏東県の先住民59,809人の内92% (55,187人) が山地で暮らしている。また台湾の全山地

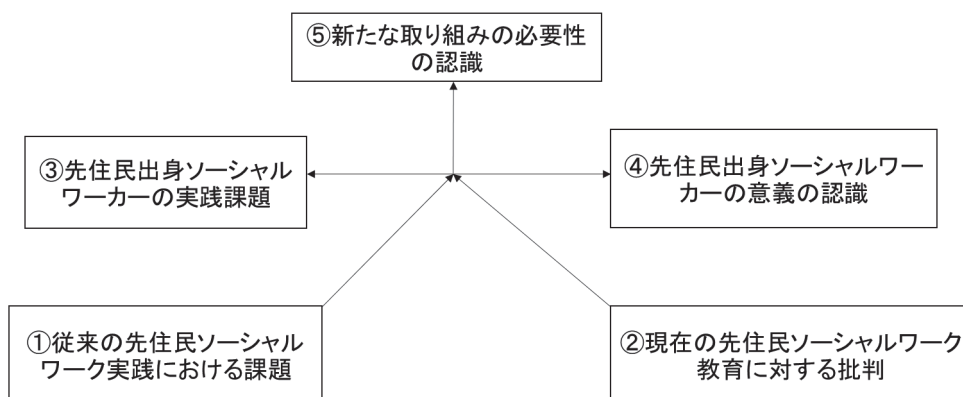


図1 台湾の先住民ソーシャルワークに関する5側面からの課題と意義から発せられる提言

原住民の内、屏東県の人口規模が最も多い²⁵⁾。

iii) 福祉学科の教育目標

- ① 対人ケア力を備える「子どもと家庭」、「健康ケアと福祉サービス」領域のソーシャルワーク専門職としての人材を育む。
- ② マイノリティに対するケアとサービスへの熱意と献身を激励し、社会正義を目指すソーシャルワーカーを育む。
- ③ 実務経験を充実させながら積極的にコミュニティサービスに取り組み、行動力を備えるソーシャルワーカーを育む。
- ④ ソーシャルワークの専門価値と倫理を強化し、ソーシャルワーク専門的力量を備えるソーシャルワーカーを育む。

iv) 先住民クラスの教育目標及び特徴

カリキュラムは、ソーシャルワーカー育成に必要な科目に加えて「原住民(社会)行政」を学習できる、「台湾原住民文化概論」、「台湾原住民法律概要」、「原住民行政概要」などの科目を

開講する。また先住民文化の理解のため、「原住民工芸」、「原住民音楽」、「原住民芸術等」の科目を開講している。

講師陣は先住民文化や先住民社会サービス従事者が多い。

実務を重視するコースであるため、教育学習過程において、先住民サービスを行っている機関又は先住民コミュニティでの活動参加といった学習内容を取り入れている。そして、実習先は村落地域の民間または行政機関の実習プログラムを用意している。加えて、村落の先住民ソーシャルワーカーの育成、村落での学習を通して実務の力を育成すること、授業は村落にフィードバックし、村落でサービスを行う。

v) 多文化ソーシャルワークのシラバス

ここで紙幅の関係上、1つの科目のシラバスを紹介する(表3)。

vi) コース設置の留意点

上記の多文化ソーシャルワークの授業は、先

表3 多文化ソーシャルワークのシラバス

教育目標
<ol style="list-style-type: none"> 1. 多様な文化の人々の生活文化の問題に関心を持つことを育成する。 2. 社会のマイノリティに関心を持つことを促す。 3. 台湾の各民族間の生活文化の課題の概況を理解する。 4. 台湾における多様な民族の主な生活と福祉の問題を理解する。 5. 様々な角度から多様な民族の福祉問題を見る。 6. 多様な民族の社会問題を系統的に理解する。 7. 多様な民族の社会福祉に関する問題が分析できる。
講義内容
<ol style="list-style-type: none"> I. 導入 <ol style="list-style-type: none"> 1) 多文化ソーシャルワーク概論 2) 民族間の文化の合意とソーシャルワーク 3) 反抑圧的实践(anti-oppressive practice) II. 多文化とソーシャルワーク：台湾社会における考察 <ol style="list-style-type: none"> 4) 台湾における多文化ソーシャルワークの発展と挑戦 5) 多文化の人類学とソーシャルワーク 6) ソーシャルワークにおけるカルチュラルコンピテンス 7) 台湾において児童保護と家族サポート 8) 解放か又は束縛か？台湾家族政策の制定と女性の家族福祉 9) 戦後台湾の退役軍人システム、および「名誉退役軍人」の人生と生活状況 10) 新移民家族とソーシャルワーク 11) 先住民族権利論述及び台湾先住民族福祉サービスの内容と発展 12) 台湾の社会文化における精神的健康 13) 災害ソーシャルワークにおいて多文化を考える III. 多文化ソーシャルワーク <ol style="list-style-type: none"> 14) 先住民ケアサービス実践 15) 先住民家族サービス実践 16) 新移民家族サービス実践

住民クラスに限定しておらず、一般の学生も履修可能である。仕事現場では、先住民と一般市民と一緒に仕事する機会が多いので、授業は先住民学生に限定しないようにした。

vii) 学生の生活課題と生活支援

一例を挙げる。ある先住民学生が母親の病気のため、休学して稼ぐことになった。学生には貧困家庭の出身者の場合が少なくないため、家の柱が倒れると、その学生が代わりに仕事をしなければならなくなる。学生は自分自身だけが生活できれば良いという状況であれば、奨学金は役に立つが、先住民の場合は18歳になったら大人として家や家族のことも分担すべきという意識がある。そのために、家族のケアや、収入を得るために学業をやめることもある。しかし、非先住民出身の教員には、このような社会的意識・文化が理解できず、しばしば不満になり、偏見が生じてしまう。

他方で、先住民クラスでは、奨学金の申請にあたって有利である。一般クラスのトップ20%（受給条件）に先住民学生が数人しかいないのに対し、先住民クラスのトップ20%は皆先住民となるためである。このほか、先住民学生に対し、4年間で4万ニュー台湾ドル（約14.5万円）の奨学金と、学生寮費免除の特典がある。そして国の奨学金枠に空きがある場合、学校側が努力して取得し、その空いた奨学金枠を先住民学生に優先的に提供する。

viii) 実習などのプログラムにおける工夫

同学科では、実地学習を重視している。学生を近くのコミュニティまで連れていき、現地で授業する。そこで、高齢者と話をしたり、コミュニティのグループを作ったり、学生それぞれに課題を割り当てる。今年は3回実施予定である。

先住民学生を可能なかぎり、先住民の村落で実習させる。もちろん、本人の意志で、非先住民のコミュニティでの実習も可能である。先住民学生の育成に関しては、「専門のソーシャルワーカー」を第一義としており、そのうえで先住民村落とのつながりを可能な限り増やせば良いと考えている。

教員が授業準備にあたって、先住民関連の本を読んだり、ニュースで情報収集したり、学生

が身近に理解できるように教授する。

インタビュー自身も、現場で働いている卒業生をよく訪問し、情報収集するようにしている。

実習時間は、3年次の夏休みに、320時間以上の実習、4年次は108時間以上の実習が求められる。合計428時間である。台湾の社会福祉士国家試験受験資格を獲得するには、400時間の実習時間が必須となる。

6. 考察

以上述べてきたことを踏まえて以下に2点述べたい。

第1は、先住民を含む多文化ソーシャルワーク教育の形態、第2に台湾にて先住民ソーシャルワーク教育を実施している先駆的試みの意義、について述べたい。

第1に先住民を含む多文化ソーシャルワーク教育の形態に関してである。日本でも多文化ソーシャルワークの重要性が唱えられるようになってきたが、台湾における教育実践を見てみると3段階が挙げられるように考えられる。第1段階は、多文化ソーシャルワークを科目に取り入れる段階、第2段階は多文化ソーシャルワークと先住民ソーシャルワークを同時に開講する段階、第3段階は先住民を大学に入学させて彼らを教育して先住民ソーシャルワークの現場に輩出するというものである。図示すると下記の図2の通りになる。前述したように台湾の大学においても先住民ソーシャルワークを科目として設置していないところもある。ましてや多文化ソーシャルワークを開講していない大学もある。その中で、第3段階の展開は、障害者の自立生活運動の中で、当事者であるからこそわかることがあり、当事者がピアサポートすることに意義があるという思想と軌を一にするところがあるのではないだろうか。何がソーシャルワークかを問い直しながら、多様性を踏まえつつも、ソーシャルワークとして統合していく、プロセスが求められるのである。そして何が効果的なのかを模索していくことになる。

第2に、台湾にて先住民ソーシャルワーク教育の先駆的試みをしていることの意義に関して

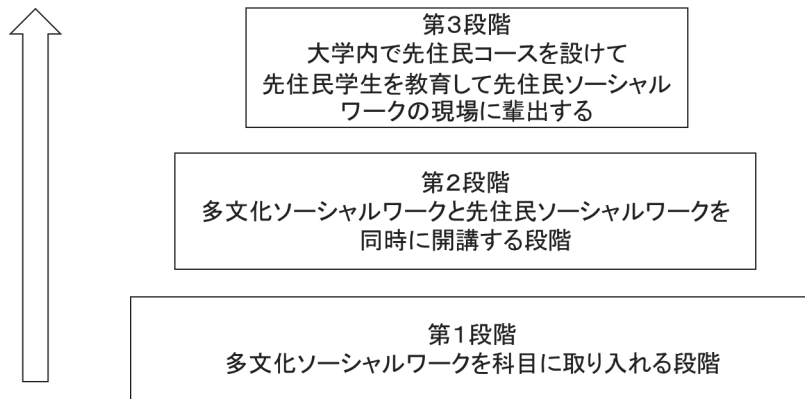


図2 先住民を含む多文化ソーシャルワーク教育の形態

である。これは先住民の生活文化とソーシャルワークの価値が対立した時に、先住民文化を安易に是認するというものではない。特に前述したように、女性のDV被害者の救済において、伝統的な対応法では適切な支援ができないこともある。再掲となるが、台湾ソーシャルワーカー協会の政策声明（原住民族）政策提言として①「大学のソーシャルワーク学部にて「先住民ソーシャルワーク」及び「多元文化ソーシャルワーク」等授業の開講を推奨する。②先住民ソーシャルワークの専門システムを構築し、伝統的ケア方式をただ切り捨てるのではなく、現代ケアサービスとの融合を考える」と述べている。これは、伝統的と言われるソーシャルワークが目指してきたものを否定するのではなく、さらに先住民の文化・スピリチュアルな要素を融合していくことが必要であることを述べているという、極めて奥深い意義がある。その一環として先住民出身の学生をソーシャルワーカーとして育成・輩出していこうとするシステムを構築したこと自体が、新たなソーシャルワーク教育を構築する挑戦的で意義深いことを見逃してはなるまい。日本では多文化ソーシャルワークに関する教育が緒についた段階であるが、台湾ではすでに大学に先住民コース設置を行い、システムとして前述の第3段階を試みているということになる。これは従来のソーシャルワーク教育に対する批判、またコース開設の意義とニーズを踏まえた画期的な挑戦と言えるであろう。確かにシステムとして緒についたばかりであり、その効果については十分に評価され

ていないが、このような試みが実践されていること自体に、有益な示唆が認められるのである。

7. おわりに

本稿の原点は、日本が多文化ソーシャルワークに取り組むようになり、また国際ソーシャルワーカー連盟のソーシャルワークの定義が変わって「先住民族の知」が言及されるようになったが、それに対して日本が参考にするものがないのかということであった。これまで述べてきた台湾の試みは、複数の大学が組織として、先住民を対象としたソーシャルワークコースを開設したということに意義がある。繰り返しになるが、この試みの背景には、従来のソーシャルワーク教育の課題を克服することを目指した上で、またニーズ把握と応募する学生層をマーケティングするという組織としての取り組みがある。その上で、「先住民族の知」をソーシャルワーク教育に取り入れた一つのシステムを具現化したことは注目に値すると考えられる。

ただし、本稿には2つの課題がある。第1は台湾において主流派である漢民族がこの教育システムをどのように活用できているかについて解明できなかったことである。第2に、新たなシステムを構築した先駆的な意義はあるものの、先住民にとってどれほどの教育効果があるのかについて本稿では明らかにすることができなかった。今後の課題としたい。

【謝辞】

今回のヒアリング調査で、ご多忙の中を快くご協力いただき、貴重な資料を提供して下さった大仁科技大学講師陳耀芳先生に心より御礼申し上げます。

【引用文献】

- 1) National Association of Social Workers, NASW Standards for Cultural Competence in Social Work Practice (2001)
- 2) アイヌ政策推進会議政策推進作業部会、「『北海道外アイヌの生活実態調査』を踏まえた全国的見地からの施策の展開について」、pp.3-4 (2012)
- 3) 内政部戸政司、「戸籍人口統計速報(民国107年8月)」、<https://www.ris.gov.tw/346> (2018.9.11 参照)
- 4) 行政院、「中華民國建国一百年社会福祉政策綱領」、101.1.9院臺内字第1010120382號函修正核定、p.7 (2012)
- 5) 原住民族委員会、「原住民族委員会中程施政計畫(106至109年度)」、p.1 (2018)
- 6) 原住民族委員会、「原住民族委員会奨助大專校院原住民学生実施要点」、原民教字第10400350262号令修正 (2015)
- 7) 原住民族委員会、「103年台湾原住民族經濟狀況調查」、p.32 (2015)
- 8) 原住民族委員会、「103学年度原住民族教育調查統計」、p.9 (2015)
- 9) 陳文華、「社会工作專業与泰雅族文化之衝擊與統整」、東海大学社会工作研究所博士論文、p.234 (2013)
- 10) 原住民族委員会、「原住民族社会安全發展第3期4年計畫(106年至109年)」、pp.13-24 (2016)
- 11) 同上 p.18
- 12) 同上 p.19
- 13) 同上 p.24
- 14) 同上 p.13
- 15) 同上 p.13
- 16) 臺灣社会工作專業人員協會、「政策聲明(原住民族)」、(2017.10.11)、<https://www.tasw.org.tw/tw/news/59> (2018.9.28参照)
- 17) 萬育維他、從部落工作經驗建構原住民社会工作教育的內涵、「社區發展季刊」、127、pp.89-98 (2009)
- 18) 莊靜雯、「原住民籍社會工作者對原住民社會工作的想法--一位漢籍研究生的初探」、東吳大学社会工作研究所修士論文、p.115 (2005)
- 19) 莊曉霞、原住民社會工作之反思、「台灣社会工作學刊」、6、pp.147-168 (2009)
- 20) 前掲18) pp.90-91
- 21) 前掲19)
- 22) 陳穆儀、「從社工員的實務經驗思考原住民社會工作教學內涵」、国立暨南国際大学社会政策と社会工作研究所修士論文、p.107 (2001)
- 23) 前掲16)
- 24) 前掲9) pp.246-248
- 25) 原住民族委員会、「民国107年8月台閩縣市原住民族人口-按性別族別」、<https://www.apc.gov.tw/portal/docDetail.html?CID=940F9579765AC6A0&DID=2D9680BFECBE80B69A60B97823D561AD> (2018.9.28参照)

